

今後1、2年で着手すべき重点的な環境政策の方向に関する
主な意見の概要（生物多様性、3R、その他）

(1) 健全で豊かな自然環境（生物多様性）の保全に向けた取組の展開

日本型自然共生システムの提示

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 里地里山や国立公園等の美しい日本の自然を将来に継承しつつ地域社会と共存する日本型自然共生システムを世界へ発信。
- ・ 日本は、入会制度という一定のルールの下で共同管理で長年里山をうまく利用しながら守ってもきた。現代的にアレンジできれば世界にアピールする知恵。
- ・ 日本が森をよく残していることは、自然の手入れの知恵とともに世界へアピールできるもの。
- ・ 自然と人間活動を調和的に捉えるアジア的発想を重視し、豊かで美しい日本の姿を積極的に発信可能なものとする。
- ・ 日本人の考え方の深層には、「草木国土悉皆成仏」といった仏教思想にあるように、人間を自然の一部と捉えるアジアに共通する自然観、循環思想がある。こうした理念に基づくアジア型の取組を世界に向けて発信していくべき。これは江戸時代の生活様式に戻れということではなく、むしろ一度取り入れた西洋的な文化や社会の問題を踏まえ、新たな持続可能な社会を創るためのもの。
- ・ 里地里山の持続的土地利用、国立公園など地域制自然公園のシステム等自然地のマネジメントシステムと自然再生技術等と日本の省エネ省資源技術をベースに、低炭素社会のゴールを共有
- ・ 里地里山は、里川、里海と一体で構成されており、そのイメージを出すことが必要。
- ・ 森林の問題に対して日本としてどう貢献していくのか世界に対して打ち出していくことが必要

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ SATOYAMAをキーワードとした自然共生日本モデルの発信（自然をうまく利用しながら培ってきた知恵や技術、地域共同体による持続的な資源管理システムを現代風にアレンジして、人と自然のよりよい関係づくりを提案。特にアジアを中心とした途上国に対し、里地里山での循環・共生手法、原生的な自然のみならず里地里山などの生活と密着した地域も包含し、地域社会との協働によって保全管理を行う日本型国立公園等の国家システムとしての共生手法を提案）
- ・ 水田を中心とした里地里山文化の伝統を生かした低炭素社会のモデル（江戸時代の里山でなくエコロジカル・フットプリントに配慮したモデル）を提示。

- ・ アジアの国立公園の相互の情報共有、公園管理手法の提供等。
- ・ アジアモンスーン地域における水稲地域等の生産性向上と生物多様性保全の両立、循環・共生社会の統合に係る取組の支援
- ・ 希少野生動植物等と共生する環境保全型農業の取組の後押しと世界への発信(トキ、コウノトリの餌場に配慮した水田やメダカと共存する水田、希少野生動植物や景観の保護につながる阿蘇の牧畜業等)
- ・ 日本の持続可能な森林経営の取組を発信

生物多様性条約に基づく次期世界目標の設定に向けた対応

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 人類の生存基盤である健全な生態系システムは、生態系、種、遺伝子の各レベルの多様性（生物多様性）に支えられており、これを維持することは、すなわち健全で豊かな自然環境を保全すること。
- ・ 生物多様性条約第 10 回締約国会議（2010 年日本開催招致中）で採択する地球規模の自然環境保全の目標とも言える次期世界目標の設定に向けた議論をリード

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 2007 年 3 月 G 8 環境大臣会合でドイツが発表したポツダムイニシアティブに盛り込まれた、人間が生態系から得る様々な恵み（生態系サービス）の経済的価値を分析する取組に呼応し、世界に先駆けた日本における国レベルの生物多様性総合評価（日本版 G B O（Global Biodiversity Outlook））を社会経済的側面も踏まえ作成。
- ・ G 8 各国への国別 G B O の作成呼びかけ及びアジア地域への作成技術支援。
- ・ 温暖化の影響も含めた「生態系総合監視システム」の構築
- ・ 生物多様性の状況に関する情報が不足しており、きちんとした情報を収集できるような仕組みを確立することが必要。
- ・ 生態系サービスの評価手法の確立に向けた技術開発を行うべき
- ・ アジア太平洋地域におけるサンゴ礁保全のリーダーシップを取るとともに、全球的なネットワークの構築を提案
- ・ 野鳥の渡りルート of 解明を行うための日中韓の協力強化
- ・ 渡り鳥及びその生息地のより戦略的な保全を目指す、「東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ」の強化・発展
- ・ アジア太平洋地域における生物の目録情報システム構築の支援のための「アジア太平洋生物インベントリー・イニシアティブ」の実施（ポツダムイニシアティブ等の国際的な動きと連携）
- ・ C O P 1 0 開催を契機に生物多様性の重要性について国民の理解を得るための取組や国民的運動を展開
- ・ 「ポスト 2 0 1 0 年目標」の検討など、C O P 1 0 に向けて日本が主導的役割を果たすための専門家会合、地域会合の開催
- ・ 東アジアでの絶滅危惧生物の細胞及び遺伝子情報の保全に向けた各国の協力体制の構築。

百年先を見通した我が国の健全で豊かな自然環境(生物多様性)の保全

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 100年先を見通し、我が国の国土レベルの生態系ネットワークの構築や国土の約4割を占める里地里山地域の管理の在り方、野生生物の適切な保護管理の方針など、国土の生物多様性の将来像を「ランドデザイン」として提示するとともに、その実現に向けた取組を推進
- ・ 自然と共生する農林水産業の在り方を含めた共生社会を考えるべき

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 国土の生物多様性の将来像であるランドデザインの提示
- ・ 自然環境に関する科学的データのさらなる収集を行い、保全・再生すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を分析し、これらを有機的につなぐ国土レベルの生態系ネットワークの形成
- ・ 研究者と行政の協力体制の構築等を進めることにより、生態系に関する科学的分析を政策決定に反映させる仕組みづくりも必要。
- ・ 国立・国定公園の総点検(制度や区域の見直し等)や広範な関係者の参画・協働による魅力的な公園づくり
- ・ 生物多様性保全における農林水産行政との有機的連携の強化
- ・ 里地里山の多様な恵みを、都市住民や企業など多様な主体が共有の財産として保全管理を行い、持続的に利用する新たな枠組みの構築
- ・ 希少種保護対策・外来種対策等の強化による日本固有の美しい自然の確保
- ・ トキ、ツシマヤマネコ等の野生復帰の推進
- ・ 生物多様性保全の観点等から未来に引き継ぎたい重要な里地里山の選定と新たな利活用方策の検討・実践
- ・ 国立公園・国営公園等における里地里山保全リーディングプロジェクトの推進・展開
- ・ 管理されていない人工林が増えてしまっており、現代版「参勤交代」による手入れや一部を広葉樹に戻すことが必要
- ・ 環境保全型農業、耕作放棄対策、鳥獣害防止対策等の農山村における多様な取組の推進による生物多様性の保全
- ・ 希少な野生生物など自然とふれあえる空間作りの推進(水田の冬期湛水の取組など)
- ・ 原始的で貴重な森林を「保護林」として保存する取組や、これらを連結する「緑の回廊」の設定の推進による生物多様性の保全
- ・ 都市内において多様な生物の生息生育環境となるとともに、自然とふれあいの場となる緑地の保全・整備の推進
- ・ 生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する多自然川づくりや河川の上下流方向及び河川と流域との連続性を確保するた

めの魚道整備等により、良好な生物生息環境を形成

- 重要な海洋生態系・生物（海鳥やウミガメなど）の特定と保全に向けたデータ整備、海洋生態系保全戦略の策定
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保
- 国土の環境の状況を把握し、変化をキャッチしていく上で、生物情報の収集がまだまだ不足。特に動植物の標本収集と整備が必要
- 光害による生物への悪影響への対応が必要
- 土地利用の最適化も含め、生物多様性の保全を統合的に進めていくための自然再生などのリーディングプロジェクトの展開

(2) 3Rを通じた適正な資源循環の確保

循環型社会の日本モデルのアジアを中心とした展開

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 世界的な資源・エネルギーの消費拡大とこれに伴う廃棄物の量の増大と質の多様化、循環資源の越境移動の増加に対処するために、まず各国の国内で循環型社会を構築し、同時に廃棄物の不法な輸出入を防止する取組を充実・強化し、その上で循環資源の輸出入の円滑化を図ることにより、国際的な循環型社会を構築
- ・ 先進的な制度、優れた省資源・廃棄物対策の技術・システム、各主体の取組と連携により、3Rを通じて天然資源消費の抑制と環境負荷の低減を図る「循環型社会の日本モデル」を、アジアを中心に、各国に適した形で展開
- ・ アジア地域を始めとして国際的な物流の増大が進んでいる中で、国内・アジア地域・地球規模における脱物質社会への転換を目指し、価値観の転換、脱物質化技術の開発、脱物質社会構造の面での積極的な役割を果たすことが必要。
- ・ 廃棄物等の輸出入に関する二国間・多国間協力
- ・ PCB廃棄物やアスベスト廃棄物などの有害廃棄物の処理に関する技術移転や各国に適した技術開発、共同開発が重要

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 中国を始めとする東アジア全体で適正かつ円滑な資源循環の実現を目指す「東アジア循環型社会ビジョン」の策定に向けて、「循環型社会の日本モデル」を核とした二国間・多国間の協力を推進
- ・ 途上国に適した法制度整備への支援・技術移転、資金協力(無償・有償)、人材育成
- ・ 各国の国別3R推進計画策定への支援。
- ・ 我が国のエコタウンの経験や知見を活かして中国などにおける循環型社会づくりへの協力
- ・ アジアを始めとする地域において、各国との廃棄物回収・再生利用基準の研究の協力
- ・ E-Waste(電気電子廃棄物)の不法輸出入防止対策の強化
- ・ 途上国では処理が困難な廃棄物等であって日本では環境上適正な処理が可能なものかつ対応能力があるものをアジアを始めとする各国から日本が受け入れ、高度な技術で回収・リサイクル
- ・ 情報の共有化と戦略的な拠点の創設
- ・ アジア太平洋地域を中心に循環型社会について研究・研修する機能の創設・整備
- ・ 日本発の優れた生活排水処理システムとして合併処理浄化槽を地域の実情を踏まえながら国際展開

- ・ 我が国主導の下、ライフサイクル全体を視野に入れた電気電子製品の環境配慮に係る国際基準・規格を策定
- ・ アジア域内における循環資源の適正な利用を促進するための循環資源の品質基準・規格の策定・普及
- ・ 我が国の家電製品等で培われた徹底した再資源化の考え方やこれを支える環境配慮設計の考え方をアジア諸国に展開

3 R の技術とシステムの高度化

< 基本的な考え方に関する主な意見 >

- ・ 資源の少ない日本においてゼロエミッションや社会で発生する廃棄物を極限まで有効に活用していくことを後押しする枠組みの構築が必要
- ・ ライフサイクル全体において天然資源消費量、環境負荷を最小化するような新たな 3 R の枠組みが必要
- ・ リサイクル量の大小という「量」の観点のみならず再生資源の質や環境負荷といった「質」の観点も重要
- ・ 技術開発による循環型の技術システムの高度化等を通じ、資源生産性の更なる向上と環境負荷の低減を実現するとともに、国際競争力を強化
- ・ 地域において、バイオマスを重視した「地域循環圏」の形成や 3 R 具体策の実施、不法投棄対策等を行うとともに、物質の種類に応じて広域的、国際的な循環を促進
- ・ 物質依存社会からサービス経済化への誘導
- ・ 循環型社会に向けた政策の再構築（政策の統合化等）
- ・ 3 R は、生産者、生活者、廃棄物処理事業者などあらゆる分野の関係者が取り組むことが重要であり、特に生活者が生活様式を変革して皆で取り組むことが必要

< 具体的な取組に関する意見、提案等 >

- ・ 資源生産性の定量的・客観的な評価基準の策定
- ・ 3 R 関連制度の高度化に向けた各種リサイクル法(資源有効利用促進法、家電リサイクル法、建設リサイクル法)の見直し
- ・ 生産利用工程全体での資源投入量の最小化の促進、環境配慮設計や環境管理会計(マテリアルフローコスト会計)手法、LCA 手法等の導入普及
- ・ 有効利用が可能な循環資源を個別の産業枠を超えて活用できる仕組みづくり
- ・ 国内及び国際間における循環資源物流システムの構築
- ・ 港湾において効率的な総合静脈物流拠点(リサイクルポート)等を形成
- ・ 適正処理確保・不法投棄対策のシステムの高度化
- ・ 商店街等と連携した容器包装廃棄物などの 3 R 推進
- ・ 使用済製品から回収される再生資源を同種の製品に利用する高度リサイクルの促進
- ・ 有用金属資源について、代替材料や高効率回収技術の開発を支援
- ・ 経済的インセンティブを活用した廃棄物排出量の削減
- ・ 容器包装廃棄物の 3 R 推進に向けた事業者との連携の強化
- ・ 新たな建設リサイクル推進計画の策定

3 Rを通じた地球温暖化対策への貢献

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 3 Rの取組においてエネルギーの視点を強化し、3 R推進と温室効果ガス削減の相乗効果を最大限に発揮
- ・ 3 Rを推進しながら廃棄物熱回収や廃棄物発電の導入を促進し、廃棄物からのエネルギー回収を徹底
- ・ LCA(ライフサイクルアセスメント)の観点を踏まえた3 Rの取組を推進
- ・ カーボンニュートラルな資源として廃棄物系バイオマスの有効活用(例:家畜排せつ物のバイオガス化)

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 高効率にメタン回収を行うバイオガス化施設の推進
- ・ 廃棄物からのエネルギー回収能力の増強
- ・ 廃棄物発電のネットワーク化
- ・ 焼却施設から発生する中低温熱を輸送し業務施設等で利用
- ・ 回収された廃食油等からバイオディーゼル燃料を生成
- ・ 食品循環資源のリサイクル・ループの完結のための施設整備支援

3 Rイニシアティブの国際的推進

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ G8議長国となる2008年を目指して、日本提唱の3 Rイニシアティブの国際的な枠組みづくりに、リーダーシップを発揮
- ・ 日本の優れた取組(例:名古屋、北九州(エコタウン))の経験・技術を世界に発信
- ・ 各国ごとの取組のみでは有効利用を図ることができない循環資源に関する貿易障壁の低減

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 各国が共通のルールに基づき資源生産性の目標を設定し定期的にレビューするなど、世界的に3 Rを推進するためのメカニズムを構築
- ・ ドイツで開催される3 Rイニシアティブ高級事務レベル会合(2007年10月)への貢献
- ・ UNEP天然資源の持続可能な利用に関するパネル設立への積極的関与
- ・ OECD物質フローと資源生産性に関する作業など国際的なルールづくりへの積極的関与
- ・ 3 Rイニシアティブの下での日本の具体的行動として、「東アジア循環型社会ビジョン」の策定に着手するとともに、国際協力を推進

- ・ 国際的な動向も考慮した「循環型社会形成推進基本計画」の見直し
- ・ 有害廃棄物等の不法輸出入防止に関するバーゼル条約の運用・基準等に関するガイドラインの検討

(3) 環境・エネルギー技術と経済成長

環境技術・環境ビジネスの展開

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 日本は環境技術を前面に出してアピールすることが世界へのインパクトを生み出す。
- ・ 地球環境問題や廃棄物問題などの環境問題の解決や資源エネルギー制約の克服に資する環境・エネルギー技術の発展を通じた経済成長の実現
- ・ 世界最先端の環境技術と2025年には100兆円の市場規模が見込まれる環境ビジネスにより、経済成長の維持と競争力の強化を実現し、これを日本モデルとして世界に展開することにより、地球環境の保全に貢献
- ・ 国内での環境政策の方向性の早期明確化と世界共通の枠組み構築による、環境技術開発の促進
- ・ 国際標準化への貢献を意識した環境協力の展開が現状では不十分であり、危機意識をもって強力に取り組むべき
- ・ 技術開発の成果の普及に向けて経営・ビジネスモデル、社会システムの改革の推進が重要。
- ・ LCA（ライフサイクルアセスメント）等を活用した環境負荷の「見える化」

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ モノの所有ではなく機能を活用するビジネス等、環境負荷低減に資する新ビジネスの支援
- ・ 環境技術・ビジネスの展開による国際競争力の強化が、環境負荷を高める方向にいかないような仕組みづくり
- ・ 我が国の強みである環境・エネルギー技術とものづくり技術の活用・融合により、環境重視・人間重視の技術革新・社会革新を図る「エコイノベーション」の推進
- ・ アジア地域までを視野に入れた適用段階の環境技術の普及の推進
- ・ 地域の環境問題の解決に向けた産学官が連携して課題に取り組む研究開発の推進
- ・ 環境関連事業を興していくための情報提供、支援者との出会いを促進する仕組みづくり、資金提供促進等エコビジネス起業促進
- ・ インターネットを活用した海外への環境技術のPRの展開等、戦略的広報の実施
- ・ 地域の持つ資産を有効活用するコミュニティ・ビジネスの促進
- ・ ナノテクノロジー等の最先端の技術シーズを活用した環境技術開発への重点的な研究資源の配分
- ・ WSSD2020年目標（2020年までにすべての化学物質による悪影響を最小化）化学品分類表示世界調和システム（GHS）や欧米における動向等の国際潮流を踏まえた、我が国の化学物質管理制度の見直し。

- ・ 東アジアにおける化学物質管理制度の国際調和に向けた取組
- ・ 化学物質の安全性情報（有害性情報、ばく露関連情報）の収集・把握体制の強化。既存の環境モニタリングの推進に加え、製品中や生体試料中の有害化学物質モニタリングの実施による隙間のない化学物質リスク監視体制の構築

エネルギー効率の一層の改善等

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 世界最高水準にある我が国のエネルギー効率をさらに向上させるため、産業・民生・運輸各部門の対策を一層推進。
- ・ CO₂排出量の伸びが著しい民生部門（家庭・業務）における排出量削減に向けて、国民的取組が必須であり、政府の率先垂範の下、官民挙げての取組を強力に推進することが必要。
- ・ エネルギー効率については、ある一定のエリアでの総合的な取組や複数の技術の組み合わせにより大きく飛躍することが可能。

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 工場、輸送事業者等におけるエネルギー管理の徹底、トップランナー方式による機器の効率向上、省エネ設備・機器の導入促進と技術開発により、2030年までに更に少なくとも30%以上のエネルギー消費効率改善
- ・ 平均使用年数以上の家電製品について最新の省エネ製品に置き換え促進
- ・ 環境建築総合技術によるCO₂排出量50%削減。このため、環境基本性能として最低限建築物が備えるべき基準について義務づけを行う。合わせて、税制優遇制度などによりさらに高水準の性能へと誘導する仕組みの構築。
- ・ エコキュート（CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器）、太陽光発電、燃料電池コージェネ、地中熱ヒートポンプ等のインセンティブ付与等による普及促進
- ・ 環境にやさしい自動車の開発・普及・促進と、利用者が環境にやさしい自動車を一層選択するための施策、CO₂排出量が少ない交通手段が選択される工夫
- ・ 高度道路交通システム（ITS）の推進、自動車交通需要の調整、道路交通情報提供事業等による交通流の円滑化対策の推進
- ・ 港湾地域におけるCO₂、NO_x、SO_xなどの排出ガスを削減し、大気環境等の改善を図るため船舶版アイドリングストップを推進
- ・ 次世代環境航空機の開発とその導入・普及に向けた環境整備の推進
- ・ 安全確保と立地地域の理解と協力を大前提に原子力の着実な推進
- ・ 原子力について、次世代軽水炉の開発や高速増殖炉サイクルの早期実用化に向けた技術開発等を推進
- ・ 石炭のクリーン利用と発電効率の向上に資する技術の開発、実用化の推進

バイオマス等の新エネルギー利用の推進

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギーの利用促進。国産バイオマスの利用拡大と世界最先端の技術によるバイオマス先進国への飛躍。
- ・ 輸送エネルギー削減等の観点から国産ないし地産地消のバイオマスの利用が重要。技術開発がなされれば 2030 年頃には国産バイオ燃料の大幅な生産拡大は可能（農林水産省試算 600 万 kl）
- ・ バイオマス燃料の導入にあたっては、海外における森林破壊や食料との競合による貧困層への影響・水の処理等の問題等に十分留意して戦略を策定することが必要であり、国産バイオマスの利活用を考えるべき。
- ・ 国、地方自治体、関係業界も含めた、費用負担や、支援のあり方、土地利用なども含めた新エネルギー導入戦略を考えることが必要。

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 太陽光、風力、バイオマスなどの新エネルギー源の特性に着目しつつ、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）の着実な運用等による導入促進
- ・ 自然エネルギー（電気、熱利用など含め）を展開していくために固定価格の買取制度などによる積極的な投資の促進が重要
- ・ 国、地方自治体、関係業界による、費用負担や支援のあり方、土地利用なども含めた新エネルギー導入戦略の策定
- ・ 燃料用バイオエタノールである E3 の大規模実証事業を実施するとともに、E10 などの高濃度エタノールを利用した自動車走行試験等を実施
- ・ バイオ燃料の必要量確保、経済性と安全性（品質等）、徴税公平性
- ・ 食料と競合しないためのセルロース利用技術開発
- ・ バイオマスタウンの構想の強化・加速化
- ・ 国産バイオマスの利用拡大を図るため、バイオ燃料などの技術開発に対する重点的な支援が必要
- ・ いわゆる新エネルギーの活用だけでなく、パッシブ・エネルギー（太陽の光や熱、地中の熱、風など、自然にもともと存在するエネルギー）を活用し、化石燃料等の使用を抑制した社会を生み出すことが重要

(4) 実効ある国際貢献

アジアや世界への環境・エネルギー技術の展開等

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 世界に冠たる環境・エネルギー技術や激甚な公害克服の経験・智慧、環境保全に関する豊富な知識や経験を持つ人材を活かし、世界各地、特にアジアの環境問題の解決に貢献。

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 2008年G8サミットやTICAD(アフリカ開発会議)が日本で行われることを見据え、日本のイニシアティブを示す。
- ・ 日本を中心とした先進国・地域の協働による、環境問題の解決に向けた先進的な研究の推進が必要
- ・ アジアを重視した対策技術(公害防止技術等)と評価技術(生態系リスク管理技術等)、それらを普及・導入(制度面も含め)させるための国際協力。
- ・ 環境・エネルギー分野におけるアジアとの科学技術協力の推進
- ・ 大量退職する団塊の世代の公害関連技術者の経験とノウハウを活かした国際協力
- ・ 日本の優れた環境・エネルギー技術や知見の開発途上国への移転・普及と資金面を含めた仕組み・財源確保
- ・ アジア諸国における公害防止管理を向上するため、アジアにおける我が国の公害防止管理者制度を参考として制度の構築を支援する。
- ・ 民間が開発した技術をそのままタダで渡すのではなく、開発した企業が何らかのメリットが得られるよう位置づけるべき。
- ・ アジア地域における環境的に持続可能な交通(EST)の実現を目指す取組の推進
- ・ アジア地域を中心とした交通分野における環境・エネルギー効率の改善に関する国際連携の強化。
- ・ 持続可能な社会作りに向けたアジア的スケールでの人材育成のためのプログラム
- ・ ODAの拡充による環境重視型ODAの推進やODA以外の経済協力の推進。具体的な中身のあるものを打ち出すことが極めて重要。
- ・ 天然資源収奪型の経済行為に歯止めをかけるルール、持続可能な農林水産業の育成のためのルールなどを国際社会に提案
- ・ 開発途上国で先進国と違うところは巨大都市の出現と成長であり、都市環境対策は日本が貢献するキーワードの一つ。
- ・ 国連地球環境理事会や東アジア環境機構の創設の提唱など、地球環境保全のための国際機関の強化
- ・ 世界的に見れば環境の状況に関するモニタリングシステムが圧倒的に貧弱であり、大気、水質等のモニタリングや地球観測衛星群の積極的な活用など、日本のモニタリング技術等を活かした国際貢献を進めるべき。

- ・ 地球シミュレータなど我が国の最先端の観測・予測技術活用による信頼度の高い予測を通じて、引き続き I P C C へ貢献するとともに、開発途上国の影響把握・適応能力の向上を図り、効率的・効果的な適応策の立案を支援
- ・ 子供たち自身の交流やアジアの現地工場で環境教育を行う企業への支援など様々な環境教育の国際的な協力も必要。
- ・ 問題解決の行動のためにも、環境に関する様々な情報の共有化が国内でも国外でも重要
- ・ アジア各国における環境情報のデータベース等も活用し、環境の異変についての情報を収集・共有するとともに、環境調査等の協力や長期的視点からの政策決定の支援のためのネットワークを構築する
- ・ 酸性雨や黄砂について東アジア共同のモニタリングや環境管理のマニュアルづくりを通じて、日本の環境技術・基準のアジア標準化を目指す。
- ・ 水俣病を経験した国として、水銀をはじめとする有害金属対策に係る国際的取組への主導的な貢献。
- ・ アジアへの環境技術移転に向けた取組
- ・ 環境研究・教育に関するアジア地域の大学間での連携の強化、アジアの大学生への環境教育機会の充実
- ・ アジアの産炭国への石炭生産・保安技術、石炭のクリーン利用技術の移転
- ・ アジア森林パートナーシップ (A F P) 二国間・多国間の国際協力や国際機関 (I T T O) を通じた違法伐採対策の推進、モントリオールプロセスを通じた持続可能な森林経営の取組の促進

世界の水問題の解決に向けた国際的取組

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 21世紀は「水の世紀」と言われ、水の問題は、国際的な課題。開発途上国を中心に水不足が深刻化しており、地球温暖化の影響によりさらに危機的状況のおそれ。また、世界では約11億人の人が安全な飲料水を飲めないなど、水質汚濁も深刻な状況。
- ・ アジアにおいても、例えば中国においては、農業、工業及び生活排水による湖沼や沿岸域等の水質汚濁が深刻化。さらに、地球温暖化の影響により10億人以上の人々が水不足に直面するおそれ
- ・ このため、深刻な水質汚濁や水不足など世界における水問題の解決に向けた国際的なイニシアティブを推進。

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 世界水フォーラムやアジア・太平洋水サミットの開催を通じて、日本の経験や技術・ノウハウを発信し、世界の水問題の解決へ貢献
- ・ 日本が共同提案し国連総会で採択された「国際衛生年(2008年)」を契機とした水と衛生問題への取組の強化
- ・ 深刻な水質汚濁が生じているアジアを中心として、水質モニタリング等に関するワークショップや研修の実施、河川・湖沼に関する統合的流域管理の普及促進等を通じて、各国におけるモニタリング体制の強化や水環境管理能力の向上を推進
- ・ 2007年4月の日中環境保護強力の強化に関する共同声明において、水質汚濁防止に関する協力が盛り込まれたことを受け、中国における河川、湖沼等の水質汚濁の現地調査の実施や我が国の優れた廃水処理技術等の普及促進方策の検討など、中国との水環境協力を強化
- ・ 世界共通の課題である閉鎖性水域の保全・再生に向けた国際的なイニシアティブの推進
- ・ アジア地域の水循環メカニズムの解明のための観測・予測研究に取り組むとともに、その研究から得られる多種多様なデータを集約・解析して水環境問題への対応に活用
- ・ 日本独自で開発された生活排水処理システムとしての合併処理浄化槽を地域の実情を踏まえながら国際展開
- ・ 国際協力等を通じた水道分野の国際貢献

(5) 自然の恵みを活かした活力溢れる地域づくり

人と自然が元気な「郷」づくり

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 人口減少と過疎化の中で衰退しつつある里地里山において、有機農業の推進やバイオマス資源の生産、自然体験や農業等生産体験の場等として保全・活性化を推進。都市住民やNGO、企業など多様な主体の参画・協働・交流による、人と自然の元気な「郷」づくりの展開。
- ・ 都市と農村との連携に関してより有機的、緊密な関係を構築し、地域の活性化の中で、新たな価値観を構築し、人づくりに反映
- ・ 国内で取り組まれはじめたコミュニティ再生や地域再生を持続可能な地域社会づくりと結合

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 里地里山の再生と活性化に向けた関係府省の施策の連携
- ・ 国民は物質的な豊かさに加えて癒しを求めている。里地・里山への関心も高まっており、NPO/NGO等の各種活動を推進するとともに相互のネットワークが十分に機能し発展することが必要。
- ・ 地域条件に即した整備を実施することにより、ふるさとで育まれてきた里地や棚田等の保全を図る。
- ・ 都市住民が自然環境に接し、関心を持つことが不可欠。里地里山の「手入れ」に参加し、都市と農山村の交流を深めること。これにより有機農業なども拡がり、自然にやさしい農業になっていく。
- ・ 「カーボン・ニュートラルな光合成生産物の活用」、すなわち、「環境保全上健全な水循環の確保」や「生物多様性の保全」を考慮した上で「持続可能な生産による農・林・水産物の活用の推進」と、そのための環境保全型農業・畜産業や持続可能な林業・林産業の推進。
- ・ 有機農業等の推進、耕作放棄対策の推進
- ・ 農地は生態系保全など大きな役割を担っている。耕作放棄地域への対応も必要。
- ・ 農地・農業用水等の資源や農村環境を、将来にわたり適切に保全し、質的向上を図る。
- ・ 木材やバイオマス資源等の生産の場として里地里山を活用
- ・ 農山漁村における都市住民や子供たちの自然体験・生産体験の推進（現代版参勤交代による「手入れ」）
- ・ 都市農山漁村の交流・定住促進による地域資源の保全・活用
- ・ 鳥獣害に強い地域づくり
- ・ エコツーリズムによる地域の自然環境や文化資源の保全と地域振興の推進
- ・ 多様化する国民のニーズや増加する外国人観光客に配慮した魅力ある温泉地づくりを支援し、貴重な自然資源であり観光資源でもある温泉を有

効活用

- ・ 森林セラピーなどによる森の癒し効果を活用して地域間交流の取組の推進

美しく環境に配慮した都市づくり

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 都市地域においては、残された貴重な自然が急速に失われるとともに、都市周辺部への市街地の外延的拡大、更なる交通需要の発生等による局地的な大気汚染やエネルギー消費の増加に伴うCO₂排出量の増加など環境問題が複雑化。このため、暮らし易く、環境負荷の少ない美しい都市のモデルづくりへ向けた取組を進めることが重要
- ・ 地球温暖化対策に対する面的な広がり、都市全体への広がりや様々な都市を構成する各層の総合的対策にはいたっていないため、次世代はこの環境都市づくりに焦点をあてるべき。
- ・ 個々の建物への総合的な温暖化対策改修施策や良好な自然環境の保全・創出が必要。また、外部空間の公共意識を重視し、歩行者配慮を優先させ、水と緑、歴史を生かした美しいまちづくりが必要。美しい都市は景観だけでなく、見えないところの自然、環境の本質もしっかり守られた、人々が暮らしやすいまちであることが必要。

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 日本の都市独自の魅力を活かしながら、全国 10 箇所程度のモデル都市・地域を設定し、環境理想都市づくりに向けたシミュレーションプロジェクトの実施。そのための構想立案専門家チーム派遣。
- ・ 環境の都市づくり（エネルギー需要が少なく、かつ効率的な利用を図る街づくり、資源が循環する街づくり、歩行者・自転車空間の充実や公共交通機関の利用促進による車に依存する度合いの少ない都市づくり等）の推進
- ・ 様々な都市機能がコンパクトに集約した、歩いて暮らせる環境負荷の小さいまちづくり（コンパクトシティ）
- ・ 地球温暖化対策やヒートアイランド対策等についても配慮した都市計画づくりの義務付けや都市環境特区の創設等、都市構造そのものに環境・エネルギー対策を組み込んでいくための仕組みづくり
- ・ 東京一極集中ではなく、バランスの良い地域の発展の観点からの都市再生
- ・ 低炭素社会のモデルとなる地域づくりを推進する仕組みづくり
- ・ 緑地の保全、都市公園の整備等により自然環境の保全・創出を推進、また、緑地や河川等の水辺の活用等によるヒートアイランド対策の観点も入れた水と緑あふれる街づくりや風の通り道の確保
- ・ 歴史的・文化的資産となる「みどり」を核とした水と緑、歴史のネットワークの形成
- ・ 森と呼べるような自然空間の再生など都心部における植生回復の推進
- ・ 温室効果ガスの吸収源対策として、都市公園をはじめ公共公益施設の緑化の推進
- ・ 緑化活動の裾野を広げるための普及啓発活動の展開
- ・ 局地汚染対策及び流入車対策の推進による都市大気環境の改善

- ・ 環状道路の整備、主要渋滞ポイント対策、緊急対策踏切等の除却対策、高度道路交通システム（ITS）の推進、信号機の高度化等による交通流の円滑化対策を通じた都市大気環境の改善
- ・ 道路に緑を増やし、厳しい暑さから歩行者を守る舗装を敷設するとともに、違法駐車をなくし、自転車で楽しく走れる環境を提供することにより、環境負荷の低減を図りつつ、市民に心地よい道路空間を提供
- ・ エコドライブが環境改善のみならず、燃費の節約、事故の減少にもつながることを具体的に広報すべき。また、「個有から共有へ」という視点で、カーシェアリングを当面セカンドカーから適用すべき。
- ・ 微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な健康影響評価の検討・実施
- ・ 光化学オキシダント（対流圏オゾン）対策の推進
- ・ 水・大気環境常時監視のための基盤強化
- ・ 土壌汚染地再生による良好な都市環境の創造

豊かな水辺づくり

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 水質、水量、人と水とのふれあいの場、水生生物の生育・生息環境などを視野に入れ、地域の特性を活かした健全な水循環の回復等による豊かな水辺の地域づくりの推進
- ・ 美しく、健全な水環境をとりもどし、地域の自然・歴史・文化を活かした河川、海岸等の水辺づくりを地域と連携を図りつつ推進

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 湖沼における湖辺の植生、水生生物の保全等湖辺環境の保全（水辺エコトーンの再生）
- ・ 水辺の遊び、生き物とのふれあい、そして流れる水やわき水を直接暮らしに活用する生活様式の再生
- ・ 都市内河川の水質改善対策の推進
- ・ 湖沼、内湾等の閉鎖性水域における水環境の総合的な保全・再生に向けた取組の推進
- ・ 統合的流域管理が必要
- ・ 藻場、干潟等の保全・再生・創出など、人が適度な働きかけを継続することによって多様な魚介類等の自然の恵み豊かな「里海」を復活
- ・ 藻場・干潟・サンゴ礁など浅海域をラムサール条約の指定等を行うなどして総合的に保全・再生
- ・ 河川・海岸におけるゴミ対策や清掃等について、地域住民やボランティア等の協力を得ながら推進
- ・ 漂流・漂着ゴミ等の海洋汚染への対応
- ・ 海洋中の二酸化炭素のモニタリングや、衛星画像の活用の可能性等海洋環境モニタリングの多様化を含む、海洋汚染への対応
- ・ 地球温暖化による水温の上昇、海水面の上昇、土壌中水分の減少と水環境への影響の定量化と適応の検討

緑豊かな国土の保全に向けた美しい森林^{もり}づくり

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 国土の3分の2を占める森林は、国土保全や水源かん養、地球温暖化防止等の役割とともに、自然環境の重要な要素であり、幅広い国民の参画や取組を通じてより適切な整備・保全を図ることは、「持続可能な社会」を構築する上でも重要な取組。
- ・ 古来より我が国には森林の恵みを利用し森林を適切に保全する「木の文化」が存在。間伐材等の木材利用を推進することは、適切な森林整備につながるとともに、炭素のストック効果、エネルギー利用を通じた化石燃料の代替効果等の面でも非常に有効な取組。
- ・ 適切な森林の整備・保全の担い手の確保や山村等の地域づくりを進めることが重要。
- ・ 森林は、京都議定書の6%削減約束の達成や生物多様性の保全の上でも大きな柱。

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 間伐や100年先を見通した多様な森林づくりを進めることとし、政府一体となって幅広い国民の理解と協力の下、木材利用を通じた適切な森林整備を推進する緑豊かな循環型社会の構築、森林を支える生き活きとした担い手・地域づくり、都市住民・企業等森林づくりへの幅広い参画を総合的に進める「美しい森林づくり推進国民運動」を展開
- ・ 身近な空間に積極的に木材を利用する「木づかい運動」を展開。
- ・ 林業の再生を図るとともに、森林等の地域資源を活用したニュービジネスの創造など、自然と共生した豊かな地域づくりに向けた総合的な取組を展開。
- ・ 森林を活用した教育活動や森林整備等を通じた国民の森林に対する理解の醸成を図るとともに、企業やNPO、都市住民等によるボランティアな森林づくりを推進。
- ・ 森林の国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性保全等の公益的機能を重視し、森林整備等に向け人材育成・確保、予算の重点化
- ・ 建築物の木造化を促進する法規制の改正及びインセンティブの整備。学校を始め、福祉施設、役場庁舎、集会施設などの公共施設に国産木材を活用することを推進
- ・ 国産材を利用することは、林業・木材産業の再生、森林整備の促進、循環型社会の形成につながるものであることから、積極的に推進
- ・ さらに、木材などに関してできるだけ地場産材を地域内で利用することにも配慮
- ・ 地球温暖化による森林への影響について調査

(6) 環境を感じ、考え、行動する人づくり

環境教育・環境学習の機会の多様化

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 環境教育については、いろいろな現場を体験し、知ることが極めて重要
- ・ 環境教育は、持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)に発展していくべきもので、その着実な実施に向け引き続き先駆的な役割を果たすべき。
- ・ あらゆる機会における環境教育・環境学習等を通じて、環境を感じ、考え、行動する人づくりを強力に展開。
- ・ 環境保全に向けたマナーを市民の教養として身につけていく、環境教育が重要
- ・ 環境教育のさらなる充実と持続可能な社会を担う環境人材の育成
- ・ 人づくりと地域づくりを一体的に進めることで、一人ひとりの行動を環境に配慮したものに変わるとともに、家族の絆や他人への思いやりも取り戻すことが重要
- ・ 発達段階と社会に応じた環境教育と担い手、場所、機会の担保。都市しか知らない子どもの自然感の歪みの是正

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 「五感で感じる」原体験としての自然体験、農村体験等の推進
- ・ 生涯学習としての環境教育・自然教育の強化と地域社会との連携を進めるための施策の府省連携での立ち上げ
- ・ どこでも、誰でも、いつでも楽しく学べる環境教育の実践の展開、田んぼなどアジアに共通するものを生かした環境教育の場作り、アジアで環境教育を行っている企業への支援。
- ・ 「子どもの水辺」再発見プロジェクトによる環境学習等様々な自然体験メニューの提供
- ・ 高等教育段階における環境人材の育成。大学の教養教育としても環境教育を受ける機会の確保が重要
- ・ 持続可能なアジアに向けた環境人材を育成するための大学生への環境教育機会の充実と環境に取り組む大学生の交流促進
- ・ 持続可能な社会づくりの担い手をアジア的スケールで育成するプログラムを構築し、日本がそのための資金(SDファンド)の多くを拠出。
- ・ 教育基本法に教育の目標として環境保全に関する規定が置かれたことを踏まえた政府全体としての取組の推進
- ・ 学校における環境教育・学習の充実とともに、自然史系博物館や動物園、水族館、公民館等の社会教育施設も活用しつつ、学校、家庭及び地域社会(企業を含む)における環境教育・学習の機会の多様化の取組の推進を関係府省間の連携強化を図りつつ実施
- ・ 学校教育及び社会教育において環境教育を主流化し、体験学習のみならず環境倫理、環境情報に関する教育等を促進。学習指導要領には社会、

理科、家庭科等に環境教育の内容が位置づけられており、学校において更に推進していくことが必要。

- ・ 地域での学校のエコ改修をすべての学校に対して標準的に実施可能にする。
- ・ 環境教育に取り組む企業への支援や家庭での環境教育の実施につながる取組
- ・ 高齢化社会を見据え、地域の福祉センターや高齢者施設などを中心とした取組の展開
- ・ 自然のすばらしさや環境保全の重要性を謳った日本ならではの暮らし言葉（「もったいない」等）や古典の名文等を活用した環境教育の推進
- ・ 環境教育施設への税制上の優遇措置
- ・ 中学生、高校生や大学生が人と環境の共生の歴史について地域全体で学び、将来の地域の青写真を描き、行政に提案・実現できるような地域づくりの仕組みが必要。
- ・ すべての関係省庁が参加し、内閣総理大臣を推進本部長とした「ESD 推進本部」を内閣府に設置、省庁横断的な施策作りや評価を行える体制づくり。
- ・ 関係省横断の施策として、多様なテーマつなぐESD（持続可能な開発のための教育）コーディネーターを全国に配置
- ・ 国内のユネスコ活動関係機関等と協力し、より一層のESDの普及と推進を図る。
- ・ 地方公共団体職員への環境教育と自治体の率先実行
- ・ 環境問題は自然だけでなく、政治・経済・社会の全てにわたる問題であることを、児童生徒の発達段階に応じて、さらに、大学生や社会人等に対し、それぞれ適切に教えること
- ・ 学校のエコ改修の実践を通じて、住宅の断熱・気密・日射遮蔽などによるエネルギー消費の削減という環境教育が非常に重要であることを伝えていくこと

国民による取組の展開

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 一人一人が遠い未来の話ではなく、「すぐそこにある危機」として環境の問題を認識し、共感できるような形で、日常生活でできることから環境保全の取組を始めて、環境立国実現に結びつくような国民運動を展開。
- ・ 我が国では、環境に対する危機意識が欠けている。将来にわたる環境危機を知り、その防止のために何をすべきかが分かり、自ら行動するということが重要
- ・ 問題解決の行動のためにも、環境に関する様々な情報の共有化が国内でも国外でも重要
- ・ 持続可能な地域作りのためには、市民、行政、企業等関係主体の協働が重要であり日本モデルとして打ち出していくべき。
- ・ NGO・NPOをはじめとした各種活動によるネットワークが十分に機能し発展することが必要。

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 地球環境危機の情報共有を通じた具体的な行動の推進
- ・ 国民のライフスタイルを変えるような、わかりやすい情報の発信の工夫（学校、TV、新聞、雑誌、政府公報、自治体広報などの活用）
- ・ 環境との共生を実現するための新しいライフスタイルなどのモデルとなるための枠組みづくり、仕組みづくり
- ・ 環境NPO、労働組合、女性、高齢者、消費者、教育関係等様々な団体が参加する国民運動の展開
- ・ 担い手としてNPOや女性の位置づけ。
- ・ 中央環境審議会等の政策審議の場に、女性や若者の参加を確保
- ・ 各都道府県、各市町村に「持続可能な社会構築協議会」の設立。
- ・ 国内で取り組まれはじめたコミュニティ再生や地域再生を持続可能な地域社会づくりと結合し、国内モデル構築プログラムとする。地域単位で取り組まれている経験の交流会を組織し、持続可能な地域社会作りのムーブメントを起こすための支援システムの具体化
- ・ 多様な主体の参加による「持続可能な日本」のビジョンを描く政策対話を、地方環境パートナーシップオフィスを拠点として全国各地で促進
- ・ 環境情報へのアクセスを確保し、あらゆる主体の参画と協働を推進
- ・ 地域における各主体の協働・有機的な連携を促すツール、コーディネーターの養成、活動モデルの開発・実証。
- ・ 今後数年間に大量に退職する環境分野の人材の活用(団塊の世代の活用)
- ・ 「環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約(オース条約)に定められた三つの基準(環境情報アクセス権、政策決定参加権、司法アクセス権の保障)のための仕組みの確立と国際的リーダーシップの発揮
- ・ 消費者に対し商品の環境情報等を具体的に提供する体制の整備
- ・ 市民参加による生物分布変動調査の全国展開

(7) 環境保全対策を推進する仕組みづくり

市場メカニズムの活用等の検討と企業行動等における環境配慮の展開

< 基本的な考え方に関する主な意見 >

- ・ 環境保全を考えていく上で市場メカニズムをどう活用するかは極めて重要な論点であり、市場メカニズムを新たに構築していくための検討とその試みを続けるべき
- ・ 市場に地球温暖化防止や生物多様性保全などに関する明確なシグナルを組み入れること。
- ・ 市場メカニズムの活用については、環境対応に努力する者へのインセンティブの付与が重要。
- ・ グローバル及びナショナルなレベルで経済システムのルールを環境保全型のものに変えていくことが必要
- ・ 温暖化問題に代表されるこれからの環境問題は、個人の意識と行動様式を変えることが必要であり、そのためには、経済のルールの変更が必要。
- ・ 市場において環境配慮行動が積極的に評価される仕組みづくりが必要
- ・ 環境優等生の努力には相応な評価を行い、環境改善を要する者に改善目標を示し、実行を迫るのが効果的

< 具体的な取組に関する意見、提案等 >

- ・ 炭素に価格をつける戦略のための手段や方法について早急に具体化
- ・ 自主参加型を発展させ、企業の排出削減義務を伴う排出量取引制度（キャップ&トレード方式）の導入
- ・ 将来の枠組みを確定することが、排出権取引をビジネスとして活性化させることにつながる
- ・ 不公平な国別キャップの下での排出権取引制度の導入は、日本の国際競争力を弱めるとともに、炭素リーケージにより地球温暖化防止に逆行する懸念
- ・ 排出量取引は、日本のように高いエネルギー効率の国とそうでない国との格差を固定化するおそれ
- ・ 温暖化防止のために市場メカニズムを取り入れることは有効だろうが、CO₂排出総量にキャップをかける以外に方法はないのかという問題もあり、排出権取引の導入の是非も含め、早急に議論を深める必要
- ・ ヨーロッパ、米をはじめ一部日本や途上国も含めて動き出している炭素市場をアジアレベルで構築
- ・ 環境負荷に応じて税負担を調整する自動車税のグリーン化の考え方を更に進め、税制全体のグリーン化を推進
- ・ 地球温暖化防止のための環境税の導入
- ・ 効果に疑問があり経済に悪影響が大きい環境税は導入すべきでない
- ・ 環境税の導入は結果として負担増になるため、その負担増を納得させる

だけの説明が必要

- 断熱改修した場合の住宅優遇税制措置など、税制的な観点から建物の環境負荷低減を促進する施策が必要
- 金融機関が投融資活動に際して、プロジェクトが一定の基準を守るようガバナンスを働かせ、また、環境改善を金融面から支援する等、金融を通じて環境保全を推進
- 企業の社会的責任（CSR）の活動を促進するSRI（社会的責任投資）ファンドの普及
- ガイドラインの改訂等を通じ、環境報告書・環境会計の普及と充実を促進
- 企業の環境配慮の取組状況に関する情報開示を積極化させるよう指標の設定等を行うとともに、投融資・購買において環境配慮行動へのインセンティブが働くよう税制優遇措置も行うべき。
- 製品や企業活動の環境負荷をサプライチェーンから廃棄物処理に至るまで総合的に評価するための手法の開発及び普及促進

その他各種対策を推進するための国の取組

<基本的な考え方に関する主な意見>

- ・ 多くの環境政策に関し、それぞれの得意とする分野について、専門性を活かし相互に連携しながら取組が行われているのが実体であるが、環境問題の解決は全方位での観点に立ち、これまで以上に各省を超えた有機的連携による総合的取組の強化、さらに、明確なリーダーシップの存在が必須。
- ・ あらゆる領域での施策の議論に環境との両立、自然との共生といった視点を入れて、社会の持続性をより強化する努力が必要。

<具体的な取組に関する意見、提案等>

- ・ 国の予算の一定程度は低炭素社会への誘導へ利用
- ・ 官邸主導による基金を創設し、21世紀の国内外における先端的環境立国プログラムに重点的に配分。
- ・ 各省庁の環境施策を課題別に統合し、施策推進のための財源の重点化、効率化の推進。
- ・ 環境分野におけるPDCAの実効性を確保するため、主として3つの観点（必要性、効率性、有効性）から行われている政策評価の中に環境配慮の視点を追加
- ・ 産学協働の取組の推進
- ・ 戦略的環境アセスメントの推進
- ・ 認可事業における認可要件に環境対策の実施を盛り込む
- ・ 政府のグリーン購入の取組を民間へ拡大
- ・ 物品購入以外の設計などの契約取引にも環境配慮の観点を織り込み